

JICA環境社会配慮助言委員会 第十回全体会合

2011年3月4日(金) 14:00~17:00

JICA本部 2階 229会議室

議事次第

**1. 開会**

**2. ワーキンググループ会合報告および助言文書確定**

- 1) スーダン 南部スーダン・ナイル架橋建設計画(無償) スコーピング案に対する助言案の報告及び確定
- 2) インドネシア ジャカルタ大都市圏港湾物流改善計画策定調査(開調) スコーピング案に対する答申案の報告及び確定
- 3) ナミビア ウォルビスベイ港湾拡張計画(有償) 環境レビューに対する助言案の報告及び確定
- 4) ベトナム 南北高速道路建設事業(ベンルック~ロンティン間)(有償) 環境レビューに対する助言案の報告及び確定

**3. 助言に対する説明**

- 1) ウガンダ 水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト(開発調査) ドラフトファイナルレポート案

**4. 今後の会合運営方法(新年度開催スケジュール確認、WG資料配付方法、臨時委員の活用と選考方法について)**

スケジュールは別表参照

・全体会合

(第十一回 4月): 4月1日(金) 15:00から(於: 研究所)

(第十二回 5月): 5月13日(金) 15:30から(於: JICA本部)

**5. 閉会**

以上

## 【助言委員会 日程表】

日程	件名	会場	担当委員 (敬称略)	実施時間
3/4(金)	第10回全体会合	229テレビ会議室		14:00～17:00
3/7(月)	WG(フィリピン マニラ首都圏南北連結高速道路 PPP事業(有償PPP)スコーピング案)	229テレビ会議室	原嶋、谷本、日比、松下、 田中、石田	14:00～17:00
3/14(月)	WG(アフガニスタン チャリカル道路拡幅計画(無償)スコーピング案)	229テレビ会議室	原嶋、二宮、高橋、村山、 長谷川	14:00～17:00
3/23(水)	WG(インドネシア ジャカルタ大都市圏空港整備計画(開調)スコーピング案)	229テレビ会議室	日比、谷本、石田、柳、早瀬	14:00～17:00
4/1(金)	第11回全体会合	研究所 大会議室	日時確認	15:00～18:00
4/25(月)	WG(ベトナム ロンタン新国際空港建設PPP事業(有償PPP)スコーピング案)	111会議室	【①】 要調整	14:00～17:00
5/13(金)	第12回全体会合(仮)	229テレビ会議室	日時確認	15:30～18:30

※ 4/25 に WG 予定のベトナム ロンタン新国際空港建設 PPP 事業 (有償 PPP) スコーピング案は 4 月 1 日の全体会合で案件概要説明を行います。

インドネシア国 「ジャカルタ大都市圏港湾物流改善計画策定調査」  
スコーピング案に対する答申案

**答申案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・ 日時：2011年2月10日（木）14:00～17:00
- ・ 場所：JICA 市ヶ谷研究所大会議室
- ・ ワーキンググループ委員：村山委員、原嶋委員、松行委員、石田委員、武貞委員
- ・ 議題：インドネシア国「ジャカルタ大都市圏港湾物流改善計画策定調査」に係るスコーピング案についての答申案作成
- ・ 配付資料：
  - 1) Summary of the Interim Report for the Project of Master Plan Study on Port Development and Logistics in Greater Jakarta Metropolitan Area（以下プロジェクト名は省略）, July 2010, JICA Study Team
  - 2) Interim Report, July 2010
  - 3) Summary of the Progress Report, November 2010, JICA Study Team
  - 4) Progress Report (Contents, Chapter 1-4, 7), November 2010, The Overseas Coastal Area Development Institute of Japan (OCDI), Oriental Consultants Co., Ltd. (OC), Ides Inc. (Ides)
- ・ 適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2004年4月）  
（助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける）

全体会合（第10回委員会）

- ・ 日時：2011年3月4日（金） 14:00～17:00
- ・ 場所：JICA 本部（会議室：2階 229 会議室）

上記の会合に加え、メール審議により答申を確定した。

## **答申**

### **開発候補地および代替案選定について**

1. 現段階の調査結果に基づくと、開発候補地および代替案の選定に際して、環境への影響が小さいものが選定されているわけでは必ずしもない。開発候補地および代替案の選定に際しては、多様な評価項目間の関係、重み付けなどを明確にし、総合評価において選択された開発候補地および代替案の適切さについて、評価判断の定量化も含めて根拠の明確化、透明化に努め、調査報告書への記載を丁寧に行うべきである。

### **非自発的住民移転について**

2. 代替案選定においては、新規港湾施設のフェーズ分けやアクセス道路建設箇所の組み合わせの違いなどがあるため、非自発的住民移転の影響の比較が明確になされているとは見受けられない。マスタープラン（以下 M/P）策定段階で可能な範囲で、非自発的住民移転のインパクト（対象者数、移転住民の属性など）を代替案ごとに明確化し、その評価結果を調査報告書に記載するべきである。

### **漁業・海洋環境（特にサンゴ礁）への影響について**

3. 開発候補地および代替案選定において、漁業・海洋環境（特にサンゴ礁）への影響についての比較検討はいまだ十分とはいえない。特に、漁業については、多様な漁業関係者および現地漁民の意見、サンゴ礁や干潟については保全に関する専門組織・専門家の意見、それぞれの聴取が十分ではないと見受けられる。今後の調査においては、これらの点について十分に留意し、海上アクセス道路新設による影響も含めた漁業・海洋環境への影響をより明確にしたうえで、開発候補地および代替案選定の判断を調査報告書に記載するべきである。

### **ステークホルダー協議について**

4. M/P 段階という制約はあるものの、開発候補地および代替案選定という重要な決定が行われる過程では十分なステークホルダー協議、特に将来の事業想定地域の関係者との協議は十分に行われる必要がある。今後、関係者全てを一堂に集めてのステークホルダー協議にこだわることなく、地方自治体、単位漁業組合など、より地域に根ざした関係者との協議を十分に行い、その結果を開発候補地および代替案選定の判断に活用するべきである。
5. 本調査におけるステークホルダー協議は既に終了したとのことであったが、本調査に適用される「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004 年 4 月）3.2.3.本格調査段階 第 7 項の規定\*に従い、最終報告書案にかかるステークホルダー協議を行い、その結果を最終報告書に反映させるべきである。

### **その他**

6. 本事業による環境影響の一つとして、アクセス道路の新設による水田への負荷を加えるべきである。  
以上

\* 参考「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004 年 4 月） 3.2.3.本格調査段階 第 7 項（p. 12）

7. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。カテゴリ A の調査については、同案を情報公開するとともに、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させる。カテゴリ B についても必要に応じて、情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。

スーダン国「南部スーダン・ナイル架橋建設計画」  
スコーピング案に対する答申（案）

**答申案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2011年2月8日（火）14:00～17:00
- ・場所：JICA 本部（会議室：1階 111 会議室）
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、岡山委員、高橋委員、田中委員、谷本委員、松下委員、松行委員（岡山委員は、ワーキンググループ会合には欠席したが、事前コメント・メール審議を通じて参加）
- ・議題：スーダン国「南部スーダン・ナイル架橋建設計画準備調査」に係るスコーピング案についての答申（案）作成
- ・配付資料：
  - 1) スーダン国「南部スーダン・ナイル架橋建設計画準備調査」助言委員会資料
  - 2) 質問・コメントに対する JICA 回答
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2004年4月）  
（助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける）

全体会合（第10回委員会）

- ・日時：2011年3月4日（金） 14:00～17:00
- ・場所：JICA 本部（会議室：2階 229 会議室）

上記の会合に加え、メール審議により答申を確定した。

### 事業の意義・背景について

1. 先方政府の開発政策や上位計画に盛り込まれている本事業計画の意義や位置づけ、代替案の選定プロセスに関して明確化するとともに、環境社会配慮面からも最適な計画案を選定すること。
2. 計画の前提となる現況の交通量、将来の交通量予測（プロジェクトを実施した場合、しなかった場合）を明確化すること。

### 実施機関の実施能力について

3. 関連法制度の実効性、実施機関の実施能力についても調査にて確認し、平和利用に向け実施機関の能力強化策を検討すること。
4. 「計画から施工、工事段階」のみではなく、供用、運用時点での実施機関の能力を予測・評価し、必要に応じて強化していく計画を検討すること。

### 調査TORについて

5. 調査において実施する環境影響評価、住民移転計画の項目及び具体的な調査内容を明確化すること。

### 代替案検討について

6. 代替案として、新設橋梁の位置の検討を中心に行われているが、現行道路の既存橋梁の増強案も選択肢に含めること、新設橋梁とアプローチ道路を一体とする総合的観点から検討することなど、代替案の検討内容を具体的に記述すること。

### ステークホルダー協議について

7. ステークホルダー協議実施の戦略を南部スーダン政府の当該部局との協議を通じて明確化、明示化すること。
8. 復興中の過渡期であることを考慮に入れ、マイノリティや弱者の意見が十分に取り入れられるような形で、架橋建設により影響を受けるステークホルダーの意見が計画に反映されるようにすること。

### スクリーニング案・スコーピング案について

9. 「河川流況」、「河川生態系」、「水質汚濁」、「底質汚染」の項目において、河川内に脚柱・橋脚を建てる場合には、供用時に事業による影響が発生する可能性が考えられるため、評価内容を再検討し、必要に応じてレーティングの見直しを行うこと。
10. 「地形地質」、「土壌侵食」に関して、橋脚等構造物による流況変化に伴う工事中および完成後の河岸の浸食などを再検討し、必要に応じてレーティングの見直しを行うこと。
11. 「廃棄物」に関して、建設廃棄物、建設残土などによる影響を再検討し、必要に応じてレーティングの見直しを行うこと。

12. 「大気汚染」、「騒音振動」、「悪臭」の項で、サイトは新たな道路からの車による大気汚染／騒音振動／悪臭が発生する可能性があるので、供用後の評価について再検討し、必要に応じてレーティングの見直しを行うこと。
13. 景観については、景勝地、宗教・文化的に重要な意味を持つ地域に限らず影響を検討することが必要であり、スコーピングの評価を再検討すること。なお、土取り場・砕石場などの景観に与える影響も検討すること。
14. P21、表 2 スクリーニング案、1 非自発的住民移転に影響を-A 評価とした根拠を追記すること。
15. P21、表 2 スクリーニング案、22 地球温暖化 備考(根拠)によれば、「渋滞緩和により温室効果ガス排出量が減るとしている」とあるがこの根拠を明示すること。

#### **河川・湿地に係る環境影響調査について**

16. 工事中および完了後の水質汚濁、河岸の形質変化、流況変化などによる魚類、その他生物、および湿地生態系への影響について、より丁寧に検討を行い、必要に応じて軽減策などの対策を検討すること。

#### **社会影響調査について**

17. 家屋・商店・農作物・家畜に対する補償や、移転先候補として検討されている UNHCR 管理跡地の移転計画の進捗確認も含めて、適切な住民移転計画が策定されるよう、より丁寧に検討を行うこと。
18. 社会経済調査にて、被影響住民の生計手段を調査し、影響を把握し、緩和策を検討すること。
19. ナイル川の水産に依存する住民が存在する場合には、事業による影響の有無及び軽減策などを検討すること。
20. 事業の工事中及び完成後における住民の河川水利用(生活用、農業用など)への影響を再検討すること。

#### **スコーピング案の書き方、示し方について**

21. 「総合評定」における評価基準の考え方を整理し明記すること。

以 上

2011年\*月\*日  
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦  
担当ワーキンググループ主査 岡山 朋子

ナミビア ウォルビスベイ港コンテナターミナル拡張計画（仮）  
（協力準備調査（有償））  
環境レビューに対する助言案

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2011年2月18日（金）14:00～16:30
- ・場所：JICA 本部（会議室：2階 229会議室）
- ・ワーキンググループ委員：岡山委員、石田委員、原嶋委員、松下委員、村山委員、細川委員（臨時）
- ・議題：ナミビア ウォルビスベイ港コンテナターミナル拡張計画（仮）に係る環境レビューについての助言案作成
- ・配付資料：
  - 1) 報告書
  - 2) 環境レビュー方針
  - 3) ワーキンググループ会合説明用パワーポイント資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）

全体会合（第10回委員会）

- ・日時：2011年3月4日（金）14:00～17:00（予定）
- ・場所：JICA 本部（会議室：2階 229会議室）

上記の会合にて助言を確定した。

[上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。]

## 助言

### JICAによる協力準備調査とEIAとの関係

1. JICAが実施した協力準備調査の結果がナミビア国で実施したEIA（最終版）への反映の有無。また、反映されている項目については該当箇所、されていない項目についてはその理由を確認すること。

### 累積的・二次的影響

2. 港湾拡張に伴うウォルビスベイ市の都市化（人口増加、経済開発）の予測を評価すること。また、このウォルビスベイ市の都市化による環境影響（特に、ラグーンへの影響）について、累積的・二次的な影響としても考慮すること。

### 環境管理制度、環境保全制度

3. 当該拡張事業の実施関係者はISO14001の認証取得組織であり、事業対象地域はラムサール条約登録指定地に隣接する。そのため本事業の環境管理計画やモニタリング計画の内容や実施体制が、これら既存のISO14001実施計画やラムサール湿地保全管理計画と矛盾がなく、整合性や補完性を担保していることが重要である。
4. 環境モニタリング委員会（EMC）および苦情への対応に関する仕組みが明確でないように思われる。EMCの開催頻度や意思決定の方法などについて整理しておくとともに、事業の実施によって苦情が発生した場合の対応についても確認しておくこと。
5. 事業実施機関に対して、本事業及び湾内のステークホルダーが参加する会議を定期的に行い、進捗報告・情報共有する機会を設けるよう、求めること。また、供用後においても湾内のステークホルダーによる環境情報の提供及びその共有のための協議会を形成するなど、総合的な管理体制の整備を併せて構築するよう提案すること。
6. ラムサール条約登録範囲と、ナミビアの自然保護地域の重なる範囲を確認すること。
7. ラムサール条約を補完する国内法がない状況下で、自然保護地域として一定の保護活動を確認すること。

### 鳥類、生態系への影響評価

8. EIAでは、渡り鳥への影響は少なく対策は不要と結論づけられているが、その根拠が不明瞭であることから、鳥類への影響評価については見直しが必要である。以下の点を確認すること。
  - ① Bird Life International等へヒアリングによる、鳥類の影響評価結果
  - ② 鳥類への影響が軽微であると保証できる建設計画
  - ③ 鳥類等の保護政策、保全計画の有無、ある場合はその内容、ない場合は管理を実施する機関の実施体制・予算等
  - ④ 湿地保全管理を行う機関のモニタリング内容および実施体制（必要に応じてモニ

タリング実施方法、環境レポート作成のアドバイスを実施

- ⑤ 餌場としての機能損失の有無、およびその根拠
- ⑥ 当該干潟がラムサール条約に登録された条件を確認すること。また、その条件と本事業の EIA レポートで示されている干潟の役割について、整合性があることを確認すること。
- ⑦ EIA レポート中間評価では、鳥類の追加的な調査実施を示していたが、最終評価ではこれが省かれている。その理由を確認すること。

### 水質、水環境

- 9. コンテナ施設によって、産業施設及び市街地の廃水等の流入がせき止められ、湿地への影響が削減されるという説を立証するための根拠（コンテナ内側の水処理施設の必要性およびその建設・維持管理費）について確認すること。
- 10. 魚加工工場からの廃水（水質汚濁）問題に関して、追加的な対応が強く要求されている。それら追加的な対応が実際どのように検討されているのかを明らかにすること。
- 11. 本事業によって懸念される漁港水質悪化への対応策やその評価については明確にされていないことから再確認すること。
- 12. 第三者の評価（EIR App.D）の中で指摘されている諸課題への対応が十分であるのかを確認しておくこと。
- 13. 工事を中断する水質基準として、浮遊物質（SS 値）が 150mg/l とされているが、この根拠を明確にするとともに、工事の中断を決定する値として適切かを確認すること。
- 14. 本事業によってラグーン域の水交換率が 10～15%低減することが示されているが、この様な影響によって、湿地内の生態系にどう影響するのかが不詳である。緩和策として、ラグーン入口の通水路確保や飛び砂に対する防止柵の設置などを実施機関と協議を行い実現可能性も含め検討すること。

### 騒音

- 15. 居住地域の騒音問題に関して、追加的な対応が強く要求されている。追加的な対応が実際どのように検討されているのかを明らかにすること。

### 浚渫土砂

- 16. 入航路、回転路等の浚渫について、その維持管理方法（浚渫頻度を含む）及び、事業操業時の費用を明確にしておくこと。
- 17. 5 年ごとに行われるとされる浚渫の影響などをどのように考慮するのかを明確にしておくこと。

### 海岸侵食

18. 本事業による海岸侵食への影響が想定さて、住民説明会でも質問されているが、対応策やその評価が不明確であることから再確認すること。

#### 牡蠣養殖・漁業関係

19. 牡蠣養殖業者を含めた漁業補償内容について、公開されている資料（EIA、JICA 協力準備調査報告書等）には記載がないことから、補償方針が確実に実施されるよう実施機関と協議を行い補償が担保されることを確認すること。

#### 物流網、道路維持管理

20. 本事業に関連する物流計画（例えば道路建設計画）の内容、およびその環境社会影響もあわせて整合性がとれ実効性があることを確認すること。

#### HIV/AIDS

21. Walvis Bay はすでに HIV/AIDS の罹患率が非常に高いことが示されており、計画実施によって外部から労働者が流入することにより、さらに悪化が懸念される。十分な対策が望まれる。

#### 工事中の緩和策

22. 工事実施直後の影響は短期ではあるものの小さくないと判断されていることから、実施の時期をできるだけ影響の少ないと判断される季節（例えば、野鳥については夏季や冬季は飛来が多いことから、これらの季節を避けるなど）を選択すること。
23. EIA レポートで提案されている水の濁りを測定するリアルタイム観測システムは大変意欲的であり、これを徹底するとともに、観測値の公表、対処策実施の基準値、対処策メニューの準備（例えば、作業速度の低減、引き潮時に浚渫を行うなど）を関係機関で検討すること。

ベトナム国 南北高速道路建設事業（ベンルック～ロンティン間）  
（有償資金協力）  
環境レビュー方針に対する助言案

**助言案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2011年2月16日（水）15:00～17:30
- ・場所：JICA 本部（会議室：1階 112会議室）
- ・ワーキンググループ委員：武貞委員、佐藤委員、満田委員、柳委員
- ・議題：ベトナム国 南北高速道路建設事業（ベンルック～ロンティン間）に係る環境レビュー方針についての助言案作成
- ・配付資料：
  - 1) ベトナム国 南北高速道路建設事業（ベンルック～ロンティン間）助言委員会 WG 資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）

全体会合（第10回委員会）

- ・日時：2011年3月4日（金） 14:00～17:00
- ・場所：JICA 本部（会議室：2階 229会議室）

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

## **助言**

### **長大橋建設に伴う自然環境への影響について**

1. 当該地域の生態学的負荷（産卵、稚魚成育、魚の回遊、特定種の移動、底棲生物の軽減にむけて、絶滅危惧種に該当する種の存在の有無にかかわらず、当該地域における生物種の把握と生活史・生物季節を把握し、施工スケジュールに反映させること。

### **非自発的移住（職業転換および代替農地取得も含む）について**

2. 被影響住民が迎える生計回復や職業転換等の移転後のプロセスは、長期にわたる注意が必要となることが予想される。また、被影響住民自身の選択や決定も決して強固なものではなく、時に応じて揺れ動く可能性が高い。したがって、以下の点で十分な配慮が必要であることを、実施機関、JICA および ADB の間で確認し、意識の共有を図ること。

（ア）外部モニタリング機関を雇用してのモニタリングは3年間としているが、被影響住民の動向や生計回復の状況を見つつ、モニタリング期間の延長も含めた、柔軟な措置をとる必要がありうること。

（イ）被影響住民が移転後に持ち出す要望や苦情については、当初の合意と異なっていたとしても可能な限り柔軟に対処すること。

3. 住民移転計画の最終版や市場価格調査、代替農地の確保状況、住民との協議や合意などについては、ADB 任せにはせず、JICA としてもその妥当性を確認すべきである。JICA として節目ごとにレバレッジのきくタイミング（たとえば、L/A 発効、ディスパースメントなど）を定め、実効性のある確認を行っていくことができるようにしておくこと。

4. 外部モニタリング機関によるモニタリングの結果、講じられた措置が不十分もしくは更なる措置が必要と判断する際には、JICA および ADB もモニタリングによってもたらされた情報を主体的にチェックし、外部モニタリング機関のみに判断を委ねないことを実施機関との間で確認しておくこと。

5. 複数のコミュニティにおいて、農地の不足が生じることが懸念されている。事業によって農地を失う住民が、近隣に農地を確保できない恐れがある。農業を継続する意思のある住民に対しては、近隣地に代替農地が確保されることが基本であると考えられる。これを踏まえ、近隣地で代替農地が確保できないコミュニティがどの程度あるかを確認の上、当該コミュニティおよび実施機関の支援内容が十分なものであるかどうか、また住民の反応について確認すること。

6. 最終的に決定される補償レートが、市場価格に基づく再取得価格に基づくものとなり、土地の値上がりが生じた場合はそれが反映されること、実際の土地収用の前に支払われることにつき、文書上確保されていることが望まれること。

### **被影響住民との協議等について**

7. 被影響住民との協議（生計回復手段や代替農地取得に関する要望調査も含む）においては、実施機関および事業関係者（特に RAP 作成にあたった外部コンサルタントと生計回復に関する計画策定にあたるコンサルタントが交替することを踏まえて）と住民との間に十分な信頼が醸成されるよう留意し、事業スケジュールおよび移転スケジュールや意見・苦情表明のフォーマルな機会に拘泥することなく、被影響住民の十分な理解と納得を得るための時間をかけて必要な工程をすすめることを、事業実施機関、JICA、協調融資機関（ADB）の間で確認し、意識の共有をはかること。

以上

ウガンダ国 水力開発マスタープラン策定支援プロジェクト（開発調査）DFR  
助言 24 番に対する説明

1. 助言の内容

【助言24番】

2. フィージビリティ調査について

（ガイドラインとの整合性）

アヤゴ水力発電所のフィージビリティ調査に対してJICAが支援する場合、JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月1日付け）が適用される。しかしながら、同事業の最終候補地は国立公園内にあるため、同ガイドライン別紙1「法令、基準、計画等との整合」第2段落の下記の規定に抵触するおそれがある。

「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない（ただし、プロジェクトが、当該指定地区の保護の増進や回復を主たる目的とする場合はこの限りでない）。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。」

また、当該地域が希少野生生物の生息地である場合、新ガイドラインの「別紙1 対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」にある「生態系及び生物相」の第1項との整合性に関しても慎重な検討を要する。

以上の点から、本事業のフィージビリティ調査をJICAとして支援することに関しては、本事業とガイドラインとの整合性について慎重な検討を行い、本委員会に対して納得のいく説明を行うこと。

2. ガイドラインとの整合性に関する説明

- 1) 別紙1「法令、基準、計画等との整合」における「プロジェクトは、原則として、政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならない。また、このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。」について

ウガンダ国の電力需要予測<sup>\*1</sup>から主要な水力発電の開発の必要性が確認されている。マスタープラン策定支援プロジェクト（以下「MP調査」）では戦略的環境アセスメント（以下「SEA」）を適用し、代替電源（火力・風力・地熱等）との比較の結果、水力発電が最適であることが明らかになった。更に全土を対象とした開発地点の分析及び絞り込みを行ったところ、アヤゴ（国立公園内）、カルマ、イシンバ<sup>\*2</sup>の3地点以外に候補地は無いという結果に至った。

以上のとおり、代替案比較検討によって、事業の目的を達成するための手段および場所が他に存在しないことが示された。しかし、本事業が野生生物の生息地等に重大な影響を及ぼすものか否かについて判断するためには、SEAの

限られた情報では不十分であることから、フィージビリティ調査の結果により明らかにする必要がある。

従って、本事業の実施候補地は、政府が法令等により自然保護地域として指定した地域に含まれるものの、本事業の実施の是非については、フィージビリティ調査の結果を以って確認する。

※1 2023 年時点の電力需要は 1,112MW の見込み（現在の供給量は約 270MW）であり、現在、高い伸び率を示している需要に対して、安定的な供給が求められている。

※2 既存の水力発電にカルマ、イシンバ、アヤゴの 3 事業及び電力輸入等の手段を講じて、国全体の電力需要を満たすことが可能になる。なお、カルマ、イシンバにおいては、他のドナーにより水力発電計画の検討が進められている。

- 2) 別紙 1「法令、基準、計画等との整合」における「このような指定地域に重大な影響を及ぼすものであってはならない。」及び「生態系及び生物相」における「プロジェクトは、重要な自然生息地または重要な森林の著しい転換または著しい劣化を伴うものであってはならない。」という点について

MP 調査において、アヤゴ水力発電事業は国立公園内での実施が計画されていることから、重要な自然生息地または重要な森林における事業であると位置づけられる。

しかしながら、本事業が「著しい転換または著しい劣化」を伴うかについては、MP 調査で実施した SEA の結果からは判断できないため<sup>※3</sup>、フィージビリティ調査の中で実施する環境影響評価（以下「EIA」）の結果から判断する必要がある。

なお、EIA の結果、「著しい転換または著しい劣化」を回避できないと JICA が判断した場合、あるいは、ウガンダ国政府が EIA 許認可を取得できなかった場合、JICA は事業の実施を支援しない。

※3 本事業は流れ込み式による発電を計画しており、その計画内容（立地、減水区間、発電計画、河川本流の流量等）によって、影響の項目、範囲及び程度等が異なるため。

以上

環境社会配慮助言委員会の運営に係る見直し事項（案）

助言委員会設置から約半年間を経て、これまでの実施状況を踏まえて委員会の運営に関する見直し事項を提案いたします。

1. ワーキンググループ（WG）検討用資料の送付について

（現状）

JICAのストレージサーバーの導入に伴い、WGの資料一式をデジタルデータで全委員に事前送付しています。加えて、担当WG委員には資料一式のコピーを別送しています。

しかしながら、担当WG委員への資料一式のコピー量が膨大になるケースが相次いでおり、省資源・節約のため、助言の検討に支障とならない範囲で、コピーの送付資料の分量を絞り込ませて頂きたいと考えます。

（見直し案）

- ・ 全委員にWG資料一式のデジタルデータを送付する。（これまでと変更なし）
- ・ 担当WG委員には、WG資料一式のうち付属資料等を除いた部分のコピー（モノクロ）を送付する。（例：EIAは本文のみ、協力準備調査はプロジェクト概要と環境社会配慮に関連する章のみ）。コピー資料に含まれないページやカラーページは、デジタルデータをご参照頂くようお願いいたします。（なお、ご要望に応じ、コピー資料の追加送付も対応いたします。）

2. 担当WG委員の選定方法について

（現状）

会場確保やスケジュール調整の容易化のために、数ヶ月先までのWG開催候補日を毎週1～2回設定頂きましたが、開催頻度が高いために、各委員にご予定を確実に押さえて頂くことが困難であり、再度のスケジュール調整をお願いするケースが発生してしまいます。

（見直し案）

- ・ 現在アンケート中の新年度のスケジュールに応じ、WGはグルーピング（1グループ4名程度・固定する必要は無い）し、各委員には3～4週間に1回程度の担当WG開催日時の予定を押さえて頂くこととして、事前に多くの候補日の予定を確保頂く負担を軽減します。
- ・ なお、各WGに担当グループ以外にも、希望される委員に出席頂けることには変更ありませんので、案件概要説明時に追加での出席を表明頂くようお願いいたします。

### 3. 臨時委員の活用と選考方法について

#### (現状)

現在、助言委員会は 19 名の委員で構成され、各委員はそれぞれ専門分野をお持ちです。しかしながら、案件内容により、現行の助言委員会で対処できる範囲外の専門知識・経験が求められるケースもあり、十分な助言の検討のためには、手薄な専門分野を臨時委員により補強することが望ましいと考えられます。

#### 【補充すべき分野の例】

- ・水理・水文（港湾、海岸、河川）、・生態系（希少種）、・文化遺産、・先住民族

#### (提案)

・必要に応じ、以下の手順で臨時委員を選考・委嘱し、助言委員会の機能を強化する。

##### (1) 規定

『補充の場合または臨時委員の場合には、公募によらず委嘱することができる。この場合は委員会で確認する。』（助言委員会設置要項より）

##### (2) 候補者の検討

臨時委員という特性上、選定の迅速性と、委嘱が一時的であることを考慮し、助言委員または JICA からの提案により候補者を立てる。

##### (3) 臨時委員の選考

候補者の選考は、原則として委員長、副委員長の 3 名に一任する。選考結果は選出者の経歴等とあわせて委員に報告し、助言委員会設置要綱に従い、同委員を臨時委員として委嘱することを委員間で確認する。

##### (4) 委嘱条件

委嘱は案件毎に行い、臨時委員の全体会合への参加は必須としない。

以上